

日本ピックルボール協会

一般会員規約・申込書

第一版



## 第1条 目的

日本ピククルボール協会（以下本協会）ピククルボールを通じて万人が楽しめるスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と、豊かな人間性を涵養することで社会の発展に貢献することを目的とする。

## 第2条 所在

東京都台東区浅草橋 3-27-14 株式会社カシマヤ製作所内。

## 第3条 会員

本会員は一般社団法人日本ピククルボール協会の一般会員とする。

## 第4条 入会資格

本協会が定める入会申込書（本申込書）の規約に同意の上、提出し本協会理事全員の承認を得た方。

## 第5条 会費

会員は年会費三千円を本協会へ支払う。一旦納入した年会費等は理由の如何に問わず返還しない。

また会費の有効期限は会員承認月から 12 か月後の月末までとする。

## 第6条 退会

退会を希望される場合には、退会する月の末日までに本協会に所定の退会届（本書付属）を提出しなければならない。退会する月の末日を過ぎた場合 には翌月末扱いとする。尚、退会届が提出されない限り会費は請求するものとする。

## 第7条 会員の資格喪失

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 第10条第1項で定める反社会的勢力であると判明したとき。
- (7) 総社員の同意があったとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失う。

3 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第8条 反社会的勢力排除条項

会員として入会しようとする者（会員として入会しようとする者が団体の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者をいう。）は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動の標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを要し、会員として入会した後も同様とする。

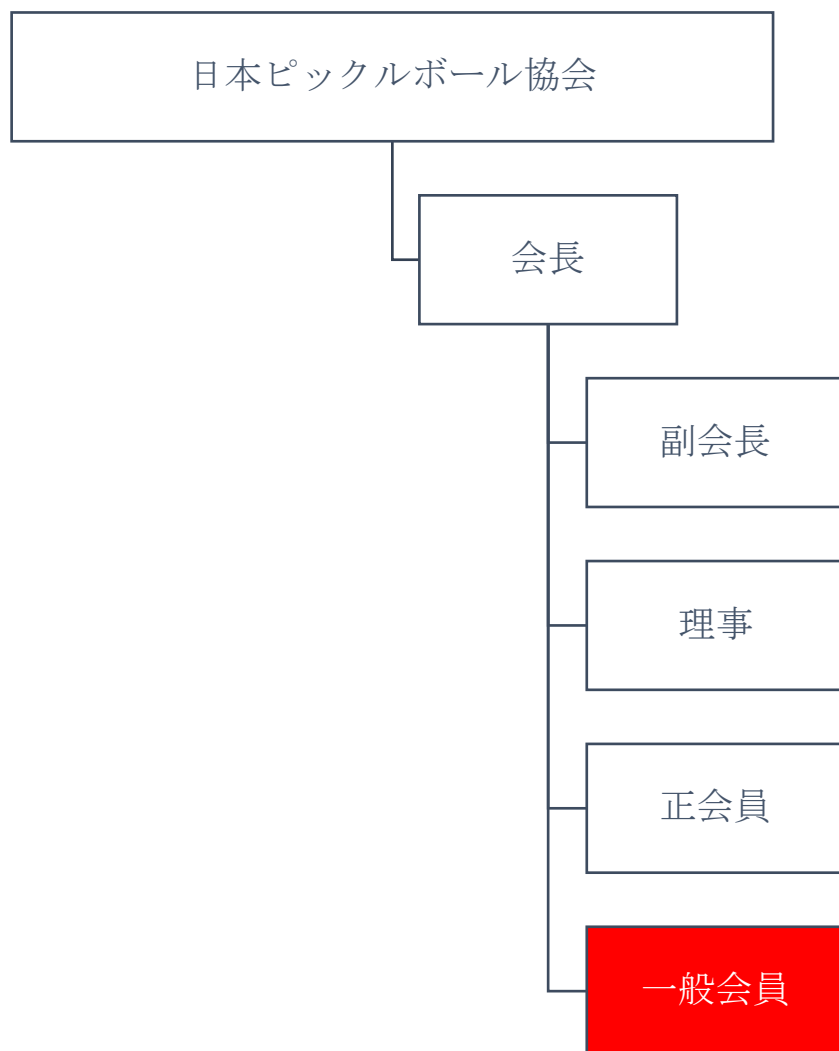
## 第9条 除名

本協会の会員が、本協会の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときはその会員を除名することができる。

## 第10条 会員名簿

本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第11条 組織図





## 第12条 免責事項

本協会主催のイベント又は取材に関する情報、文章、音、映像、イラスト、画像等の著作権は本協会が有する。

切り取り線

---

退会申込書

申込年月日	年 月 日		
ふりがな		ふりがな	
氏		名	
生年月日			



入会申込書

申込年月日	年 月 日		
ふりがな		ふりがな	
氏		名	
生年月日			
自宅住所	〒		
電話		携帯番号	
血液型		持病等	
緊急連絡先			
特記事項			

私は本協会記載の会員規約に同意します。

署名又は印	
-------	--